

序 策定にあたって

1) 策定の趣旨

近年、地方分権の進展とともに各自治体の自主性と自立性が求められており、また、市民の価値観が多様化する中で、様々な行政ニーズ^{*1}への対応が要請されています。これに対応していくために、多くの市民がまちづくりに参画していくことが求められます。

これまでの地域自治の諸活動に加え、地域社会の様々な課題の解決に主体的に関わっていかうと、ボランティア活動、NPO（非営利活動団体）などの市民活動が活発化してきており、市民主体のまちづくりをサポートする仕組み、市民と行政の協働^{*2}によりまちづくりを推進する仕組みを整えることが求められています。

本市では、これらの課題に対応していくため、平成13年度を始期とする第三次伊東市総合計画の中で、「市民によるまちづくりの推進」を施策として位置づけるとともに、第七次基本計画において、「まちづくりへの意識向上とリーダーの育成」、「市民主体のまちづくりへの支援」、「まちづくりへの市民参画の推進」を施策の基本的な方向性として掲げています。

本計画は、この施策に基づき、市民参画の基本的な考え方や役割分担、具体的な取組など、まちづくりや市政への市民参画を推進する方針・施策を明らかにするものであり、本計画の実施により、第三次伊東市総合計画に定める本市の将来像「住みたい 訪れたい 自然豊かな やすらぎのまち 伊東」の実現を図るものです。

^{*1} ニーズ：必要、要求

^{*2} 協働：市民と行政が対等の立場で責任を共有しながら、目的の達成のために力を合わせること。

2) 計画の位置づけ

本計画は、市民のまちづくりや市政への参画システムの構築を目指すものであり、総合計画における「市民によるまちづくりの推進」を重点的・計画的に実施するために、市民と行政双方が共有する指針となるものです。

計画期間は、平成15年度から概ね10年間とします。ただし、計画の進捗状況を随時点検し、公表するとともに必要に応じ見直すこととします。

計画の策定にあたっては、市民や市民団体がまちづくり活動の場で抱えている問題や、市政における市民参画を進める上での今後の課題等を市民と行政両方の立場で把握する必要があることから、地域代表・市民団体代表・一般公募市民による「伊東まちづくり市民会議」と行政の若手・中堅職員による「いとう50人委員会」を設置し、検討を行うとともに、検討経過を市ホームページ等で公開しながら幅広い市民意見を求めるなど、市民・市職員の広範な参画により策定しました。

本計画では、

○「まちづくり」を、「歴史、文化、教育、生涯学習、環境、子育て、福祉、観光などの様々な分野において、市民が自発的、自主的に取り組む公益性のある活動」と定義します。

○「市民参画」は「市民主体のまちづくりに参加すること、及び市政の政策の立案や計画の策定、事業の実施、事業の評価などの過程に市民が参加すること」としています。

○「市民活動」とは、一般的に「市民による自発的・継続的な社会活動で営利を目的としないもの」とされており、「ボランティア」は、「市民活動の一部で、営利を目的とせず自発的な意思に基づいて他人や社会に貢献する個人の活動」と捉えています。

○なお、「市民団体」「市民活動団体」「NPO」については、ほぼ同義語として使用しています。

1章 市民参画のまちづくりの現状と課題

まちづくりや市政への市民参画に関する本市の現状を把握するとともに、市民の主体的なまちづくり活動を支援し、市民参画による市政を進める上での今後の課題を整理します。

1) 社会情勢の変化

○地方分権の推進

地域の課題はそれぞれの地域の選択と責任において、地方自治体が主体的に取り組むことができるよう、地方分権が進められています。市民の価値観が多様化する中で、地域にふさわしい行政・財政のシステムを構築し、市民の参画によるまちづくりに取り組む動きが各地で見られます。

○NPO法人など市民団体によるまちづくり活動の活発化

特定非営利活動促進法（NPO法）^{*3}の施行もあり、地域福祉や環境保全、文化振興活動等の様々な分野において公共を担う、主体的な市民の活動が増えつつあります。

○情報公開や住民参加などを推進する環境づくりの推進

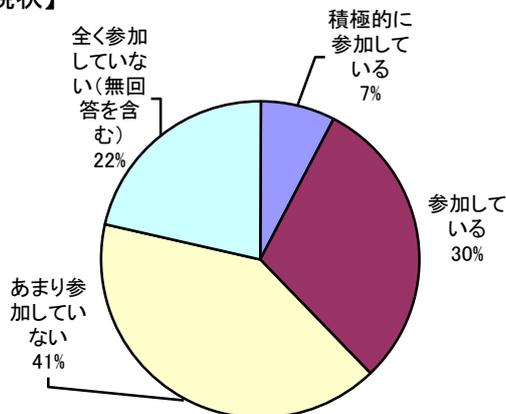
行政の透明性・公平性を確保するために、情報公開法や行政手続法等が制定され、各自治体でこれに基づいた条例が制定されています。あわせて、行政運営の基本原則や行政計画への住民参加の手続等を条例化する自治体も増えつつあります。

2) 市民の意識（第三次総合計画アンケートから）

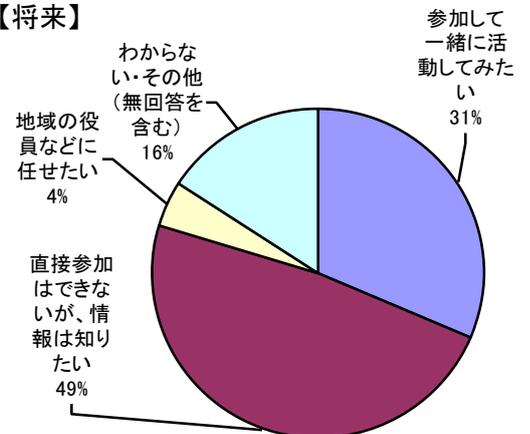
第三次伊東市総合計画の策定に際し、行政が平成11年に実施した市民意向調査では、地域活動への参加について「あまり参加していない」が最も多く、「まったく参加していない」と合わせて約60%と、参加していない方が多いのが現状です。しかし、今後の地域活動への参加については「直接参加できないが、情報は知りたい」が最も多く約半数を占め、次いで「参加して一緒に活動してみたい」が約31%となっており、合わせて約80%の方が地域活動への関心を持っています。

このことから、地域活動に対しては「やってみしたいけど、どう関わっていいのかがわからない」と考える市民が多いようです。

【現状】



【将来】



^{*3} 特定非営利活動促進法（NPO法）：市民活動等を行う非営利の団体（Non-Profit-Organization）に法人格を与え、その活動を促進することを目的とした法律。

3) 市民団体の概要

平成14年6月現在、市が把握している市民活動団体は、90団体です。

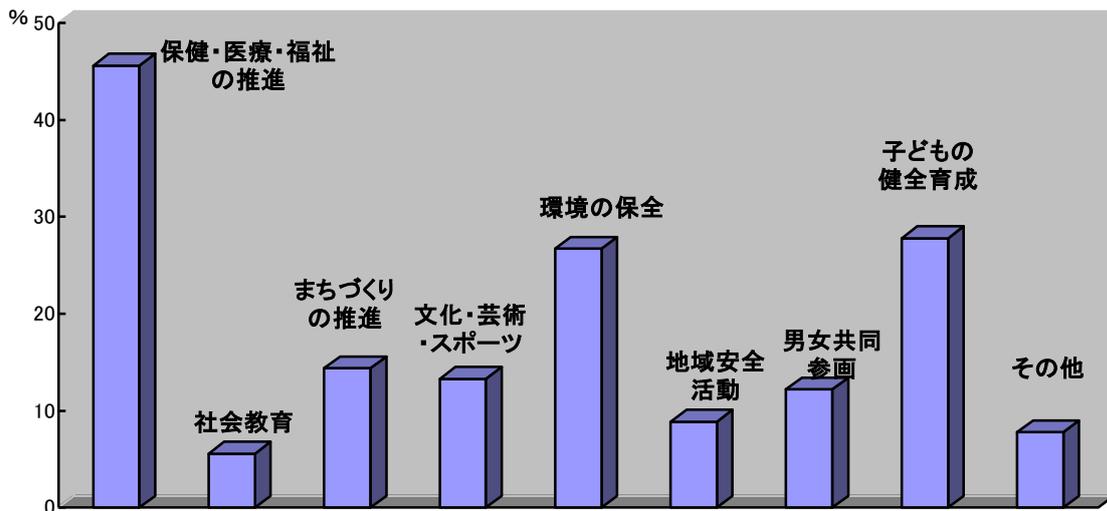
(ここで言う市民活動団体とは、継続的、自発的に社会的活動を行う営利を目的としない団体で、公益法人や町内会、趣味のサークル等は除きます。)

主な活動分野は「保健、医療、福祉の推進」が46%と最も多く、次いで「子どもの健全育成」が28%、「環境の保全」が27%となっています。(複数回答あり)

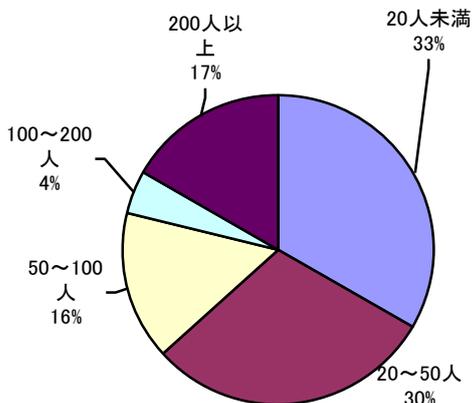
会員数では「20人未満」が最も多く33%、「20~50人」が30%と、50人未満の団体が6割以上を占めています。また、予算規模を見ると「100~500万円」が28%、「10~50万円」が27%、「10万円未満」が22%と、比較的小規模な団体が多い傾向にあります。

市が確認していない団体も多くあり、また、増加傾向にあると思われます。

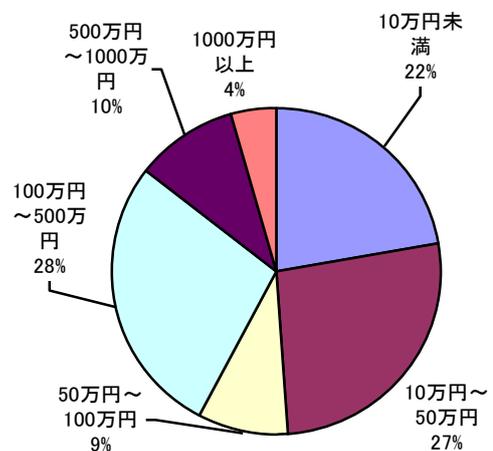
【主な活動分野】



【会員数】



【予算規模】



4) 行政による取組の概要

行政は、様々な場面で市政への市民参画を進めてきました。

計画策定における市民参画は、総合計画をはじめ、環境、美化、子育て、生涯学習、都市計画など、幅広い分野に及んでいます。

事業実施における市民参画は、主に観光イベントを中心に取り組んでいます。

市民によるまちづくり活動を支援する制度は、まだ少ない状況です。

平成9年度には、「伊東市情報公開条例」、「伊東市個人情報保護条例」、「伊東市行政手続条例」を施行し、「開かれた市政」の推進に努めています。「情報公開条例」と「個人情報保護条例」は、市民懇話会を設置し、条例案の策定過程に加わっていただいた、市民参画による条例です。

(平成14年度末現在・主なもの)

【市民参画による計画策定】

	計 画 名 (計画期間)	市 民 参 画 の 状 況
1	第三次伊東市総合計画 (平成13～22年) 第七次基本計画 (平成13～17年)	○未来(ゆめ)づくり市民会議 公募を含む市民41人で構成する市民会議を設置し、基本構想の骨格となる提案を市長に報告 ○総合計画審議会 審議会委員に、公募委員2人を選任 ○市民意向の把握 ・市民アンケート(広報いとうによる全世帯及び中学生・高校生) ・市民意識調査
2	伊東市行財政改革大綱 (平成14～16年)	○行政改革懇談会 懇談会(公募2人を含む10人)からの提言・意見を大綱に反映させるとともに、実施状況を懇談会に報告
3	第七次伊東市交通安全計画 (平成13～17年)	○伊東市交通安全対策会議 特別委員、幹事として、陸上交通による事業を営む公共的機関の職員を選任
4	伊東市環境基本計画 (平成15～24年)	○伊東市環境審議会 市議会議員、学識経験者、市民の代表、事業者の代表、関係行政機関の職員で構成され、うち公募委員2人を選任 ○かんぎょう市民会議 公募5人を含む15人で構成する市民会議を設置し、市の取組を踏まえ、市民・事業者の取組の検討を行う。 ○市民意向の把握 市民意識調査
5	伊東市ごみ処理基本計画 (平成13～22年)	○伊東市一般廃棄物処理計画審議会 審議会委員に市内各種団体及び業界代表、有識者を10人選任
6	伊東市障害者計画 (平成11～20年)	○伊東市障害者計画策定懇話会 学識経験者や福祉団体等の委員20人で構成される懇話会を設置し、市民の要望等に関し調査し、意見を述べ、市長が諮問する計画案について、市長に提言する。 ○市民(障害者)意向の把握 障害者の意識調査
7	第三次伊東市高齢者保健福祉計画及び第二期介護保険事業計画 (平成15～19年)	○伊東市介護保険事業計画等策定市民懇話会 公募4人を含む22人で構成される懇話会からの提言を、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に反映させる。 ○市民意向の把握 市民意向・満足度等実態調査

	計 画 名 (計画期間)	市 民 参 画 の 状 況
8	伊東市児童育成計画 (平成 11～20 年)	○伊東市児童育成計画策定懇話会 学識経験者や保健・福祉団体等の委員 20 人で構成される懇話会を設置し、市民の要望等に関し調査し、意見を述べ、市長が諮問する計画案について、市長に提言する。 ○市民要望の把握 市民要望調査
9	第二次伊東市保健計画 (平成 14～22 年)	○伊東市健康づくり推進協議会 学識経験者や各種団体、保健医療機関代表等 16 人で構成される協議会に市長が計画(案)を諮問し、答申を受けた。 ○市民の健康に対する意識調査 市民 1,502 人
10	伊東市観光基本計画 (平成 16～25 年)	○伊東市観光基本計画市民懇話会 公募を含む市民 20 人で構成する懇話会を設置し、計画(案)を市長に提言する。 ○伊東みらい観光塾 公募を含む市民・職員 40 人で構成し、観光振興に係る研究等を行う。
11	伊東市男女共同参画 あすを奏でるハーモニー プラン (平成 14～22 年)	○伊東市男女共同参画プラン策定委員会 公募を含む市民 15 人で構成する委員会を設置し、プラン(案)を策定し市長に提出 ○市民意識や状況の把握 市内に居住する 18～69 歳の市民 2000 人
12	伊東市都市計画 マスタープラン (平成 10～32 年)	○中心市街地の将来像を考えるまちづくり市民会議 7回開催・参加者延 108 人 ○都市計画マスタープラン策定委員会 学識経験者・市民代表 11 人からなる委員会を設置し、素案を策定 ○16 地区において説明会を開催 ○都市計画審議会 学識経験者・市民代表 15 人による審議
13	伊東中心市街地まちづくり構想 (伊東駅前地区まちづくり計画)	・協議会を立ち上げ、住民参加によるまちづくり計画策定を目的とする。 ・協議会立ち上げに向けた「上位計画の説明会」や「準備会」を過去 6 回程度開催(1 開催当り 4～20 人程度参加)
14	伊東中心市街地まちづくり構想 (松川周辺地区まちづくり計画)	・協議会を立ち上げ住民参加によるまちづくり計画の策定を實踐中 ・協議会を過去 4 回程度開催(1 開催当り 8～20 人程度参加)
15	伊東市市民参画の まちづくり推進計画 (平成 15～24 年)	○伊東まちづくり市民会議 地域代表・市民団体代表・一般公募市民による市民会議を設置し、市民主体のまちづくりを推進するために必要な方策や体制などについて検討し、市に提案する。 ○パブリックコメント* 市ホームページ等で検討経過や計画案を公開し、幅広い市民意見を集約

* パブリックコメント：26ページ参照

【市民参画による事業実施】

	事業名	企画段階における参画	実施段階における参画
1	健康保養地づくり事業	○伊東市健康保養地づくり実行委員会 ・実行委員会の運営 ・関係団体との連絡調整 ・事業の企画	○伊東市健康保養地づくり検討部会 ・事業の実施、運営 ・事業への参加
2	NEW!!わかふじ国体開催事業	○NEW!!わかふじ国体伊東市実行委員会 ・競技会の開催 ・関係団体等との連絡調整 等	○NEW!!わかふじ国体伊東市実行委員会 ・主催者として競技会運営に従事 ・歓迎装飾等の企画及び作成への参画
3	伊東市地域行政連絡調整協議会	・行政協力委員長（区長）15人で構成する協議会を設置し、地域行政に係る意見を述べる。 ・協議会から市の設置する審議会等に参加し、地域代表として意見を述べる。	・自治会組織のリーダーとして、地域住民の意見や要望の集約、調整及び行政から市民に対する情報の周知
4	市政モニター	・原則公募の市民10人 ・モニターの性格上、市の企画や計画段階での参加はない。	・市政の方針や計画について意見、要望、批判等を個人の立場で、あるいは周囲の方々の意見を行政に伝える。
5	ごみフェスティバル in 伊東	○ごみフェスティバル in 伊東実行委員会 ・事業の開催、運営に必要な企画 ・担当コーナーの企画、運営	○ごみフェスティバル in 伊東実行委員会 ・主催者として、独自で企画立案したコーナーを担当する。
6	伊東菊花展	○伊東菊花会 ・菊花展の開催及び運営の検討	○伊東菊花会 ・菊花展の運営に従事
7	ゆったり湯めまちウォーク	○ゆったり湯めまちウォーク運営委員会 ・ウォーキングの開催及び運営計画の検討	○ゆったり湯めまちウォーク運営委員会 ・ウォーキングでのコースや自然、旧跡の説明
8	伊東温泉湯めまつり	○伊東温泉湯めまつり実行委員会 ・イベントの開催及び運営計画の検討 ・関係団体等との連絡調整	○伊東温泉湯めまつり実行委員会 ・主催者としてイベント運営に従事 ・イベントの広報宣伝活動
9	伊豆高原フェスタ	○伊豆高原フェスタ協議会 ・イベントの開催及び運営計画の検討 ・関係団体等との連絡調整	○伊豆高原フェスタ協議会 ・主催者としてイベント運営に従事 ・イベントの広報宣伝活動
10	紀元祭ほこほこまつり	○紀元祭ほこほこまつり実行委員会 ・事業の企画 ・関係団体等との連絡調整	○紀元祭ほこほこまつり実行委員会 ・主催者としてイベント運営に従事
11	地球体験自然と話そう	○わんぱくスイミング実行委員会 ・イベントの開催及び運営計画の検討 ・関係団体等との連絡調整	○わんぱくスイミング実行委員会 ・主催者としてイベント運営に従事
12	河川愛護推進事業	・河川愛護協議会が自発的に愛護運動のための計画を立案する。	・各河川愛護協議会において計画された事業について、町内会等を通じ、沿川住民が協力して河川の美化保全に努めている。

【市民活動支援事業】

	事業名	事業の概要
1	景観形成推進団体等助成金交付要綱	都市景観の形成に寄与すると認められる活動を行う団体に対し、助成金を交付する。
2	商店街共同施設設置補助金交付要綱	商店街の振興、町の美化を図るため共同施設を設置する場合、補助金を交付する。
3	商店街空き店舗活用事業費補助金交付要綱	商店街の振興及び活性化を図るために空き店舗を活用する事業を行う場合、補助金を交付する。
4	公共施設の里親制度（アダプトシステム*）実施要綱	市民、団体等が里親となって公共施設の環境美化、保全等を行う場合、物品、用具等の支給、貸与等を行う。

* アダプトシステム：26ページ参照

5) 伊東市における市民参画の問題・課題

市民意識を高め、まちづくりを担う人材を育成する必要があります。

- ・都市化の進展や生活様式の多様化等により、地域への愛情や地域コミュニティとのつながりが希薄となり、市民のまちづくりへの参加は全体的に少なくなる傾向にあります。
地域を支えるのは市民であり、若い世代を含めて、市民意識を高め、今後のまちづくりを担う人材を育てていく必要があります。
- ・まちづくりに参加したい市民もいますが、どのようにすればよいかわからない、参加のきっかけがないために、参加できていない状況もあるようです。また、仕事や子育てのために、まちづくりへの参加が難しい市民も多いと思われます。
市民・事業者・行政が協力し合って、まちづくりに参加しやすい環境をつくっていく必要があります。

市政・まちづくりの情報を行政と市民・市民間で共有する必要があります。

- ・まちづくりの情報を提供・交換する手段や機会が不足していることで、市民と市民、市民と行政の間において、各自の活動等が相手に伝わりにくい状況になっています。
市民と行政、市民と市民が連携して、本市のまちづくりを推進していくために、情報を共有できる環境を整える必要があります。
- ・伊東市情報公開条例により、市民が必要な情報を得ることができるようになってはいますが、市民にとっては、行政用語によるわかりにくさや表現のあいまいさ等の問題もあります。また、情報を得ることのできる場が少なく、必要な情報を探すことは市民にとっては難しいことです。
市民が気軽に情報を入手でき、情報の内容を理解できるようにしていく必要があります。

市民団体の活動に必要な場所・設備、資金の確保を支援する必要があります。

- ・市民団体が、会合や交流、イベント等を行うための場所・設備が不足している状況にあります。
既存の公共施設は、各種の制限により、市民にとって利用しにくいものになっています。
市民や事業者の協力を得て、市民団体の活動に必要な場所・設備を確保していくことが求められます。
- ・市民団体の多くが、まちづくり活動を行うための資金が不足している状況にあります。
市民団体が収益を目的とした活動にも取り組んでいくとともに、市民や事業者による資金面での協力を得ていく必要があります。

政策形成の過程で市民参画を進める必要があります。

- ・本市は、これまで、各種行政計画の作成やイベント事業の実施等において市民参画を推進してきました。
 今後は、施策を立案・実施する段階において市民の意見を生かす機会を一層拡充し、幅広い層の市民参画を得ていくことが求められます。あわせて、行政は、市民の意見をどのように生かしたのかを説明する必要があります。

市民と行政が協働して事業を行うことが求められます。

- ・本市は、公共施設の里親制度の実施など、市民団体等への支援に取り組んでいます。
 市民のニーズの多様化、市民団体の活動の活発化、行財政の縮小化が進む中で、今後、市民と行政の協働による事業実施や市民団体への事業委託に積極的に取り組んでいくことが求められます。

市民によるまちづくりを支援する体制を整える必要があります。

- ・行政内で、市民によるまちづくりや市民活動を支援する担当組織が明確になっておらず、相談等に応じることのできる市職員が多くいません。そのため、市民や市民団体が活動の相談をする場があまりないのが現状です。
- ・行政及び市民側において、市民によるまちづくりを支援する体制を整えるとともに、市職員の市民参画についての意識、知識や技術を高めていくことが求められます。

2章 市民参画推進の基本的な方向性

本市における市民参画の課題を踏まえ、市民と行政が手を携えて市民参画のまちづくりを推進していくために、それぞれの役割を明確にし、取組の基本的な方向性を定めます。

1) 市民参画の基本的な考え方

市民・市民団体、行政は、

- ・いつでも、だれでも、まちづくりに参画できる機会を保証し、市民の英知や経験、行動力を発揮できる場の拡大に努めます。
- ・地域のことは地域が決め、地域が責任をもつという「自己決定・自己責任」の考えに基づいて行動し、個性的で魅力的なまちづくりを進めます。
- ・お互いをまちづくりのパートナーとして位置づけ、情報を共有し、協働してまちづくりに取り組みます。
- ・役割分担を明確にし、それぞれの責任を担いながら、取組の進行・管理に努めます。

2) 市民参画における市民・行政の役割

○市民の役割

- ・まちづくりへの関心を高め、自ら地域課題の解決に積極的に参画すること。
- ・市民お互いが協力し合って、まちづくりを進めること。
- ・市民の主体性のもとに、行政と協働してまちづくりを進めること。

○行政の役割

- ・まちづくりの前提条件となる行政情報を的確に市民に提供すること。
- ・市政における市民参画及び市民の主体的な活動への支援の仕組みを整えること。
- ・市民参画の成果を市民と共有し、さらに取組を広げること。

3) 市民参画推進の基本的な方向性

まちづくりの意識を高め、市民の主体的な参加を促進します

子どもや若い世代を含めた、市民のまちづくりの意識を高め、まちづくりを担う人材を養成していきます。

保健・福祉、環境保全、美化、観光など様々な分野において、また、各地域において、町内会等の地域団体やテーマを持った市民団体等が中心となって、多くの市民がまちづくりに参加しやすい環境を整え、声を掛け合い、市民の主体的な参加を進めます。

地域団体やテーマ型の市民団体のネットワークを強化し、団体間の交流やまちづくり活動の連携を進めます。

市民活動や市政の情報を積極的に発信し、みんなで共有します

市民活動に関する様々な情報を収集し、各種メディアを活用して発信し、多くの市民や行政が市民活動に係る情報を共有できる仕組みを整えます。

事業等の各段階における情報や委員会・審議会等の内容を積極的に公開していくとともに、情報をわかりやすく提供すること、気軽に情報を得ることができる環境をつくることに努めます。

市民活動への支援を進めます

市民活動を促進するために、市民、事業所、行政が協力し合って、活動場所や必要な設備、力を貸してほしい人材、資金等の確保を支援する仕組みを整えます。

市民活動の立ち上げ方や運営、まちづくりのための制度の活用、NPO法人の設立・運営等について相談を行うことができる体制を整えます。

市政への市民参画を推進します

広聴の手段・対象を拡充し、幅広い市民から市政への意見を収集することに努めます。施策の立案・実施・評価それぞれの段階における市民参画、各種委員会等における幅広い層の市民参画を推進するとともに、市民提案への対応を説明することを推進します。

市民によるまちづくりの提案、市民と行政の協働事業の実施や市民団体への事業委託などにより、市民と行政の協働による市政運営を推進します。

市民参画によるまちづくりを進める体制を整えます

市民活動に関する相談や支援を行う庁内組織をつくるとともに、専門的知識を有する市職員の育成、市職員の市民活動への参加を推進します。また、市民活動の相談や支援を行う市民団体を育成します。

市民参画によるまちづくりを推進するため、市民参画による市政運営の方針、市民活動の支援方策等を制度化することを進めます。

3章 市民参画推進のための具体的な取組

市民参画によるまちづくりを市民、行政の協働により実現していくためには、その仕組みを整え、双方が積極的に活用する必要があります。そのため、市民参画推進の基本的な方向性（10ページ）に沿って、具体的な取組を以下のように定めます。

【具体的な取組の体系】

方向性	具体的な取組	
1) まちづくりの意識を高め、市民の主体的な参加を促進します	(1) 市民のまちづくりの意識を高めていきます	①まちづくりについての市民意識を調査します ②市民のまちづくりへの関心、参加意識を高めます ③学習の場を設け、まちづくりを担う人材を養成します ④学校等でまちづくりの教育に取り組みます
	(2) 市民のまちづくりへの主体的な参加を促進します	①ボランティア活動を促進します ②魅力ある市民活動の場をつくり、参加の呼びかけを促進します ③町内会などコミュニティ組織による地域活動を活性化します ④事業所の協力により市民が活動しやすい環境をつくります
	(3) 市民相互の交流・連携を促進します	①市民団体のネットワークを強化します ②地域団体とテーマ型市民団体の交流・連携を図ります
2) 市民活動や市政の情報を積極的に発信し、みんなで共有します	(1) 市民活動の情報を収集・発信し、みんなで共有します	①市民活動に関する様々な情報の収集を進めます ②各種メディアを活用し、市民活動に関する様々な情報を発信します ③情報が集まり、情報を得ることができる場、交換できる場をつくります ④行政内で市民活動に係る情報を共有します
	(2) 行政情報の公開・提供に努めます	①情報公開・提供を積極的に推進します ②委員会や審議会等の公開を推進します
3) 市民活動への支援を進めます	(1) 市民活動に必要な場所や設備、人材の確保を支援します	①会議室や機材等を自由に利用できる市民活動の拠点をつくります ②市民や事業所による活動場所や設備の提供を促進します ③市民活動に利用できる場所や設備の情報を整理し、情報提供を行います ④人材を求めている人と提供できる人が結びつく仕組みをつくります
	(2) 市民活動に必要な資金等の確保を支援します	①市民活動の助成制度を整えます ②既存の助成制度の情報をとりまとめ、情報提供を行います ③市民や事業所による市民活動資金への協力を促します ④まちづくりにおける互助と互酬のしくみづくりを検討します
	(3) 市民活動の相談を行います	①活動の進め方や活動資金づくり等の相談を行います ②NPO 法人の設立・運営への相談を行います
4) 市政への市民参画を推進します	(1) 幅広い市民を対象とした広聴の充実に努めます	①幅広い市民を対象とした広聴の充実に努めます
	(2) 施策の立案・実施・評価段階における市民参画を推進します	①施策の立案・実施・評価段階における市民参画を推進します ②各種委員会や審議会における幅広い層の市民参画を進めます ③市民提案への対応を説明することを推進します
	(3) 市民と行政の協働による市政運営を推進します	①市民が自主的に市政を考え、行政に提案する場をつくります ②市民と行政の協働による事業実施や市民団体への事業委託を推進します
5) 市民参画によるまちづくりを進める体制を整えます	(1) 市民活動に関する相談や支援を行う組織をつくります	①市民活動に関する相談や支援を行う庁内組織をつくります ②市民によるまちづくり支援組織を育成します
	(2) まちづくりに対応できる職員を養成します	①まちづくりの知識・技術を有する職員を養成します ②市職員の市民活動への積極的な参加を推進します
	(3) 市民参画によるまちづくりを推進するための制度づくりを進めます	①市民参画によるまちづくりを推進するための制度づくりを進めます

1) まちづくりの意識を高め、市民の主体的な参加を促進します

(1) 市民のまちづくりの意識を高めていきます

①まちづくりについての市民意識を調査します

若い世代を含めた市民を対象に、アンケートやヒアリング等により、まちづくりへの参画の意識や参加したい活動等についての調査を実施します。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
アンケートの実施	○			○		企画政策

②市民のまちづくりへの関心、参加意識を高めます

広く市民に向けて、市広報や市ホームページ等により、市民参画や市民活動に係る様々な情報を発信します。

市民団体と行政が連携して、まちづくりに係るイベントやシンポジウム等を開催します。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
「広報いとう」「伊東市のホームページ」に市民活動欄の新設	○				○	秘書広報
市民参画のまちづくりパンフレットの作成	○			○		企画政策
市民団体の連携によるまちづくりイベントの開催	○		○			—
町内会に入会してない世帯への情報発信	○			○		全庁

本計画は、市民と行政双方が共有する指針であり、ここに示す具体的な取組は、伊東市（市民と行政）としての取組を記述してあります。

「主な取組」は、その実施主体を「市民」「協働」「行政」に区分しています。

また、すぐに着手すべき取組（概ね3年以内）、すでに実施している取組を「短期」に、中長期的な観点から取り組むべき課題（4年以上）を「長期」に区分しています。

③学習の場を設け、まちづくりを担う人材を養成します

生涯学習の実践の中で、様々な分野におけるまちづくりについて、市民が学習する機会を充実します。

また、市民活動をサポートする人材の養成を図ります。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
まちづくり講座の設置	○			○		生涯学習
市職員による「出前講座」の実施	○				○	生涯学習

④学校等でまちづくりの教育に取り組みます

子どもや若者のまちづくりの意識を高めるため、小学校、中学校、高校の総合的な学習の時間等において、市民の協力を得ながら、まちづくりをテーマにした学習を推進します。

児童、生徒が授業や放課後において、福祉や自然保護など、実際にボランティア活動を体験できる場づくりを促進するとともに、幼稚園や保育園において、親子でまちづくりを楽しむことのできる場づくりに努めます。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
「まちづくり」をテーマとした総合的な学習の時間の実施	○			○		学校教育
高齢者による「わがまち・ふるさと学習」の実施	○			○		生涯学習
市職員による市政に関する学習の実施	○				○	学校教育
ちびっこ議会の開催		○		○		生涯学習
少年少女消防団の結成		○		○		消防総務

(2) 市民のまちづくりへの主体的な参加を促進します**①ボランティア活動を促進します**

保健・福祉、環境保全、美化、観光など様々な分野において、市民のボランティア活動を促進します。

ボランティア活動の輪を広げるために、ボランティアの有償化、活動の分だけ福祉サービス等を受けられることができるポイント制度の導入、保険制度の導入等を検討します。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
「ボランティア講座」の設置	○			○		企画政策
ボランティアコーディネーター*4の導入		○		○		企画政策
ボランティアポイント制度の導入		○		○		企画政策
ボランティア保険制度の導入	○				○	企画政策
ボランティアの日の設定		○		○		企画政策

②魅力ある市民活動の場をつくり、参加の呼びかけを促進します

多くの市民が市民活動に参加したいと思えるように、魅力ある活動テーマの設定や活動内容における工夫に配慮します。

活動にあたって、市民同士で参加を呼びかけ合い、学校や各種サークル等に参加を呼びかけるとともに、若い世代が集まって、楽しんでまちづくりに取り組むことができる場づくりを促進します。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
参加の呼びかけ運動の実施	○			○		全庁

*4 ボランティアコーディネーター：ボランティア希望者とその場所の設定調整やボランティア活動のための情報提供などの支援を行う専門家。

③町内会などコミュニティ^{*5}組織による地域活動を活性化します

地域住民に活動参加への呼びかけを促進するとともに、町内会や地域団体の組織体制の見直し、世代間の連携の強化等を図ります。

地域におけるまちづくりのリーダーを育成するために、役員等を対象とした学習会などを開催します。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
町内会・自治会活動への支援	○			○		秘書広報

④事業所の協力により市民が活動しやすい環境をつくります

事業所に対し、従業員が市民活動に参加しやすい環境づくりへの協力を求めています。

事業所によるまちづくり活動の実施や市民活動への参加を促進します。

(3) 市民相互の交流・連携を促進します

①市民団体のネットワークを強化します

各団体の活動の活性化を図るとともに、各団体が連携したまちづくりを展開するため、市民団体のネットワークを強化します。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
市民団体連絡協議会の設立	○		○			—
市民活動センターの設置	○			○		企画政策

②地域団体とテーマ型市民団体の交流・連携を図ります

地域におけるテーマ型市民団体の活動の円滑化、地域団体による活動の活性化等のために、地域団体とテーマ型市民団体の交流や連携が進む場・体制づくりを進めます。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
市民活動センターの設置	○			○		企画政策

^{*5} コミュニティ：地域の様々な課題に対して共通の認識を持って、助け合いながらよりよい生活環境を目指して活動する、地域に生活する人々の集まり。

2) 市民活動や市政の情報を積極的に発信し、みんなで共有します

(1) 市民活動の情報を収集・発信し、みんなで共有します

①市民活動に関する様々な情報の収集を進めます

市民団体の様々な活動やイベントなどの情報を収集し、わかりやすく整理します。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
市民団体のデータベース*6の作成	○			○		企画政策

②各種メディアを活用し、市民活動に関する様々な情報を発信します

収集した市民活動に関する様々な情報を、市広報、市ホームページ、コミュニティFM*7、CATV、新聞など各種メディアを活用して発信していきます。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
CATVによる市民活動の紹介	○			○		秘書広報
市民活動便りの発行		○	○			—
広報いとう子ども版の発行		○			○	秘書広報

③情報が集まり、情報を得ることができる場、交換できる場をつくります

市民が気軽に立寄って、まちづくりの情報を得ることができる場、個々の情報を発信できる場、市民の間で「知りたいこと」と「知らせたいこと」の情報交換等ができる場を確保します。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
市民活動センターの設置	○			○		企画政策

*6 データベース：コンピュータで、相互に関連するデータを整理・統合し、検索しやすくするもの。

*7 コミュニティFM：市町村等の一部の地域で、地域に密着したきめ細やかな情報を提供するラジオ放送。本市では、FMなぎさステーションが活動しています。

④行政内で市民活動に係る情報を共有します

行政内において、市民活動に係る情報を各課・職員が交換し共有する体制づくりを推進します。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
市民活動促進に係る担当組織の設置	○				○	企画政策
市民活動情報交換会の開催	○				○	企画政策

(2) 行政情報の公開・提供に努めます**①情報公開・提供を積極的に推進します**

公開対象となる情報の拡大、情報のわかりやすい表現に努めます。

事業等の企画・立案、実施、評価の各段階において、その内容をわかりやすく、具体的に公開・提供していくとともに、市民が行政情報を気軽に得ることができるように、情報コーナーや市ホームページの一層の充実を図ります。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
公開行政文書のわかりやすい表現化	○				○	全庁
病院や金融機関等での市広報等の閲覧	○				○	秘書広報
出張所や公共施設等における情報コーナーの設置		○			○	庶務
情報提供用のパソコンの設置		○			○	情報管理
CATVによる各課の取り組みの紹介	○				○	秘書広報
情報公開条例・個人情報保護条例の適切な運用	○				○	全庁

②委員会や審議会等の公開を推進します

各種委員会や審議会等の公開を進めます。また、各種審議会等の内容を多くの市民が知ることができるよう、会議記録の公開を進めます。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
各種の審議会等の原則公開	○				○	全庁
審議会等の議事の公開	○				○	全庁

3) 市民活動への支援を進めます

(1) 市民活動に必要な場所や設備、人材の確保を支援します

①会議室や機材等を自由に利用できる市民活動の拠点をつくります

市民や市民団体が、会議や交流のための部屋、コピー機やパソコン等の機材等を自由に利用することができる場所の確保を図ります。

市民活動の場としてコミュニティセンター等の公共施設が利用しやすくなるように、利用規則や利用料金、利用時間等の見直しを推進します。

市民活動を紹介する機関紙やホームページ等を作成し情報を発信できるよう、作成の技術面などに関してサポートできる人材の確保に努めます。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
市民活動センターの設置	○			○		企画政策
コミュニティセンター等公共施設の利用条件の見直し	○				○	生涯学習
小・中学校の余裕教室の開放	○				○	管理

②市民や事業所による活動場所や設備の提供を促進します

事業所の会議室や設備、空き店舗等を市民団体に貸し出すことを促進します。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
会議室等の貸し出し		○	○			—

③市民活動に利用できる場所や設備の情報を整理し、情報提供を行います

市民活動に利用できる公共施設及び民間の施設、公共の設備及び民間の設備について情報を収集し、その提供を推進します。

活動に必要な場所やものを求めている市民・市民団体と、貸し出すことができる市民を結びつける仕組みづくりを推進します。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
活動場所・設備データベースの作成	○			○		企画政策
「貸してください」掲示板の設置	○			○		企画政策

④人材を求めている人と提供できる人が結びつく仕組みをつくります

まちづくりに係る知恵や技術を持った市民を、それを求めている市民・市民団体に紹介・あっ旋する仕組みづくりを推進します。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
まちづくり人材バンクの整備		○		○		企画政策

(2) 市民活動に必要な資金等の確保を支援します**①市民活動の助成制度を整えます**

市民活動を資金面から支援するため、まちづくりに係る活動費や必要資材・器具を支給する制度づくり、既存の補助金制度の見直し・整理・交付基準の明確化を図ります。

助成にあたっては、各市民団体の活動内容の審査、成果の評価を行い、助成の内容や活動結果の公表に努めます。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
市まちづくり助成制度の創設		○			○	企画政策
補助金の見直しと基準の明確化	○				○	財政
補助団体の決算の公開	○		○			—

②既存の助成制度の情報をつとめ、情報提供を行います

市や県、国、各種の公益法人等の既存の助成制度に係る情報をつとめ、行政の担当組織や市民活動センター等で情報の提供を推進します。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
助成制度の情報提供	○			○		企画政策

③市民や事業所による市民活動資金への協力を促進します

市民活動への協賛金による協力を今後も促進するとともに、様々な市民活動を資金面から支援する募金の実施や基金の設立等を検討し、市民や事業所の協力を求めています。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
まちづくり基金の創設の検討		○		○		企画政策

④まちづくりにおける互助と互酬のしくみづくりを検討します

市民や市民団体がまちづくりにおいてできることを登録し、他の市民等の活動に協力した市民等にポイントを支払い、そのポイントを用いて、他の市民等に協力を求めることができる、互助と互酬^{*7}のしくみづくりを検討します。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
エコマネー（地域通貨） ^{*8} の導入の検討		○		○		企画政策

^{*7} 互酬：お互いに報酬を与え合うこと。

^{*8} エコマネー：特定の地域、特定の分野だけで流通する限定通貨。ボランティア活動の対価として商品やサービスの提供が受けられるものなど、様々な形がある。

(3) 市民活動の相談を行います**①活動の進め方や活動資金づくり等の相談を行います**

行政の担当組織や市民活動センター等により、活動の立ち上げ方や進め方、まちづくりのための制度の活用、活動資金づくり等の相談を行います。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
市民活動促進に係る担当組織の設置	○				○	企画政策
市民まちづくりアドバイザー制度の導入		○		○		企画政策

②NPO法人の設立・運営への相談を行います

NPO法人の設立や運営に係る相談を行います。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
市民活動促進に係る担当組織の設置	○				○	企画政策
市民まちづくりアドバイザー制度の導入		○		○		企画政策

4) 市政への市民参画を推進します

(1) 幅広い市民を対象とした広聴の充実に努めます

①幅広い市民を対象とした広聴の充実に努めます

常に、幅広い市民から市政に関する意見を収集するため、意見箱や市民の声専用ファクシミリ、電子メールなど、市民の意見や提案を募集する広聴の手段・対象の拡充に努めます。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
市政モニター制度の充実	○				○	秘書広報
移動市長室の開催	○			○		秘書広報
定期的な市民アンケートの実施	○				○	秘書広報
市ホームページによる市民意見の収集	○				○	全庁
町内会等における市民意見の収集	○		○			—
世代別懇話会の開催		○		○		企画政策

(2) 施策の立案・実施・評価段階における市民参画を推進します

①施策の立案・実施・評価段階における市民参画を推進します

施策の立案時点において、市民による検討を行うための会議の開催等を推進します。性別、年齢、地域、職業などに配慮し、様々な立場の市民が参加できるように努めるとともに、会議に参加しやすいように、開催の日時や場所、会議の進め方、託児等に配慮します。これに対応して、市職員の勤務時間の弾力化を図ります。

市窓口や市ホームページ等により、重要な施策について、その必要性、内容案、費用、効果等を公開し、広く市民の意見を募集することを推進します。

各種市民サービスの実施、市主催イベントの開催、公園など生活施設の整備等の事業について、実施・運営の場面での市民の参画を推進します。

庁内における行政評価^{*9}の内容の公開を図るとともに、市民による評価の実施を検討します。

^{*9} 行政評価：行政の政策や施策、事務事業について、指標等を用いて有効性や効率性等を評価し、次の施策展開に反映させるもの。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
市民会議の開催の推進	○				○	企画政策
パブリックコメント*10の制度化	○				○	企画政策
市民と職員の意見交換の場づくり	○			○		企画政策
アダプトシステム*11の推進	○			○		管理建築
行政評価表の公開		○			○	企画政策
市民による行政評価の実施の検討		○			○	企画政策
時差出勤等市職員の勤務体制の見直し		○			○	職員

②各種委員会や審議会における幅広い層の市民参画を進めます

各種委員会や審議会等において、性別、年齢、職業、役職など幅広い層からの市民参画を推進します。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
審議会等の公募制度の採用	○				○	全庁
女性の積極的な登用	○				○	全庁
市民団体代表の登用の推進	○				○	全庁

③市民提案への対応を説明することを推進します

市民からのまちづくりの提案について、取り扱いの結果を説明することを推進します。あわせて、提案内容と行政の対応を広く市民に公開していきます。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
市窓口や市ホームページによる提案内容と対応の公開	○				○	全庁

*10 パブリックコメント：行政機関等の意思決定過程において広く住民に素案を公表し、それに対して出されたコメント（意見・情報）を考慮して意思決定を行う制度。

*11 アダプトシステム：住民や事業者が公共施設の「里親」になって、植栽や清掃等の維持管理を行う制度。

(3) 市民と行政の協働による市政運営を推進します**①市民が自主的に市政を考え、行政に提案する場をつくります**

市民が主体となって、市民の意見を収集し、まちづくりの課題について話し合い、行政に提案する体制を整えます。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
市民団体連絡協議会の設立	○		○			—

②市民と行政の協働による事業実施や市民団体への事業委託を推進します

市民・市民団体と行政の協働による事業の実施、市民サービス提供等の市民団体への委託を推進します。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
市民と行政の協働による市民提案事業の実施	○			○		企画政策
市民団体への事業委託の推進	○				○	全庁
コミュニティビジネス ^{*12} の育成・支援		○		○		企画政策

^{*12} コミュニティビジネス：地域の中の様々な課題・問題を解決するため、住民が自らのアイデアと地域にある資源を活用して取り組む地域密着型の事業活動。

5) 市民参画によるまちづくりを進める体制を整えます

(1) 市民活動に関する相談や支援を行う組織をつくります

①市民活動に関する相談や支援を行う庁内組織をつくります

市民活動に関する総合相談・支援、各課における市民参画や市民との協働事業の指導、市民活動や支援制度等についての情報の蓄積等を行う担当組織の設置を推進します。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
市民活動促進に係る担当組織の設置	○				○	企画政策

②市民によるまちづくり支援組織を育成します

市民活動の相談や支援を行う市民団体を設立・育成します。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
まちづくり支援組織の設立		○	○			—

(2) まちづくりに対応できる職員を養成します

①まちづくりの知識・技術を有する職員を養成します

市職員の市民参画についての理解を深め、意識を高めるとともに、専門的知識・技術を有する職員の育成を図るため、市民活動や市民参画に係る研修等を実施します。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
市民活動や市民参画に係る研修の実施	○				○	職員

②市職員の市民活動への積極的な参加を推進します

市民団体や地域団体の活動への市職員の自発的な参加を促進します。

(3) 市民参画によるまちづくりを推進するための制度づくりを進めます**①市民参画によるまちづくりを推進するための制度づくりを進めます**

まちづくりの基本的な考え方、市民参画による市政運営の基本方針、市民活動の支援方策等を明確にする制度の制定を検討します。

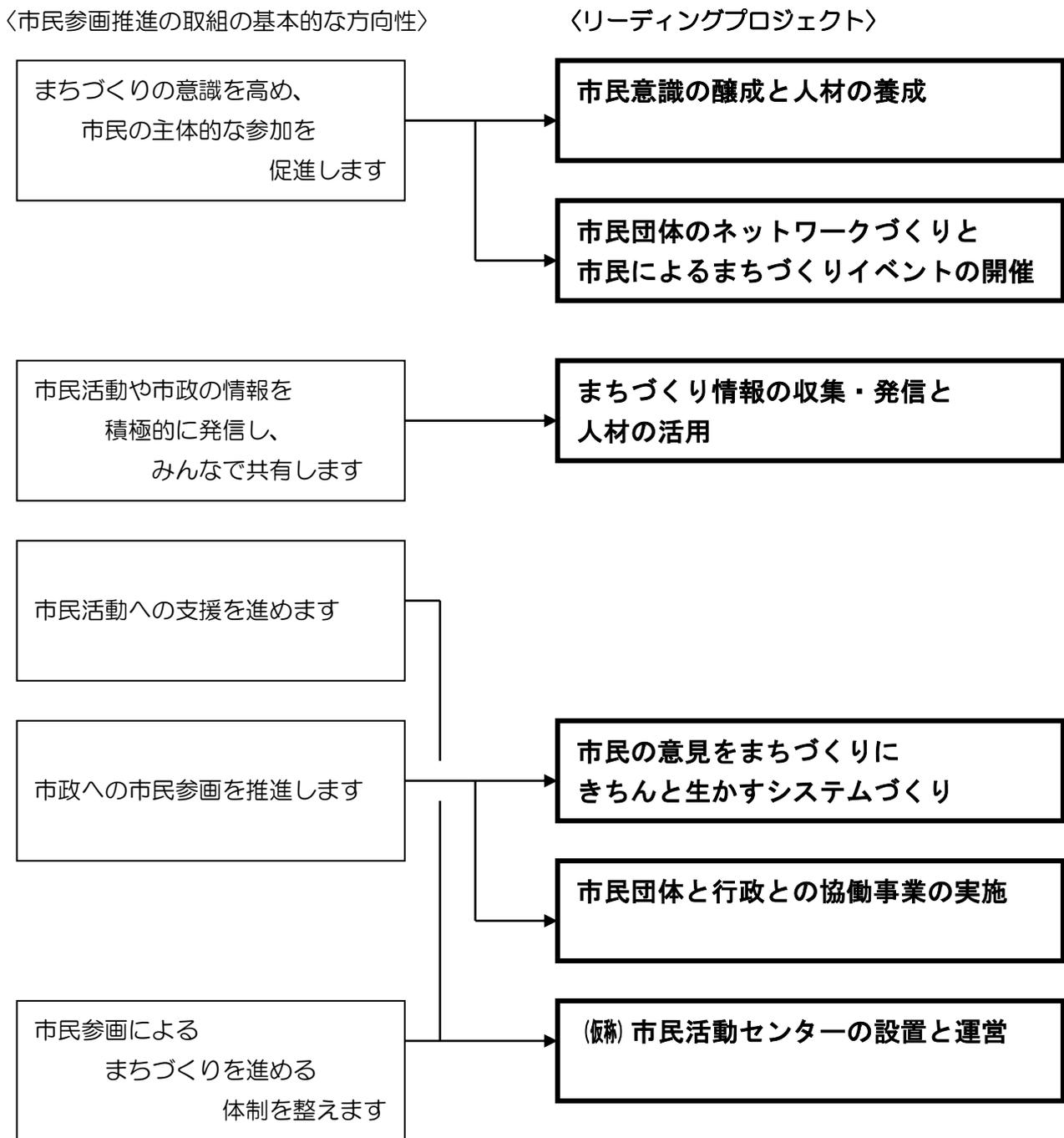
【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
自治基本条例等の検討		○		○		企画政策

4章 リーディングプロジェクト（重点的・先導的な取組）

3章の「具体的な取組」の中から、市民参画のまちづくりを重点的・先導的に進めていくための事業として、リーディングプロジェクトを設定します。

【リーディングプロジェクトの一覧】



◆プロジェクト①

市民意識の醸成と人材の養成

◇目的

市政や市民主体のまちづくりへの参画を促すため、若者も、子どもも、みんながこのまちの主人公であることを自覚できるように、市民一人ひとりの意識を高め、これからのまちづくりを担う人材の養成を図ります。

◇具体的な内容

○市民の意識の醸成に役立つ情報の提供

- ・「広報いとう」「伊東市ホームページ」や各市民団体の機関紙等で、まちづくりの先進的な取り組みや本市の市民団体等の取り組みを情報発信していきます。

○まちづくりの担い手を育てる各種講座の開講

- ・広く市民を対象とした、まちづくりの講演会やシンポジウムを開催します。
- ・町内会役員等を対象とした地域リーダー養成講座や、子どもを対象とした高齢者によるまち・ふるさと再発見の講座等を開講します。
- ・市民活動をサポートする専門家の養成講座や、ボランティアコーディネーターの養成講座等を開講します。

○まちづくりに気軽に参加できる場の提供

- ・美化運動等、市民が気軽にこそって参加できるまちづくりの場の提供を推進します。
- ・小中高校生が様々なまちづくり活動を体験できる場の提供を推進します。

○市職員の市民参画に係る研修等の実施

- ・専門家や市民団体等を招いて、市民参画に係る研修を実施します。
- ・市民団体や地域団体の活動への市職員の参加を促進します。

◇実施主体・体制

- 市民意識の醸成に役立つ情報の提供 : 行政、市民団体
- まちづくりの担い手を育てる各種講座の開講 : 行政、教育委員会、市民
- まちづくりに気軽に参加できる場の提供 : 区長会、市民
- 市職員の市民参画に係る研修等の実施 : 行政

◇推進の手順

- ⇒ ① まちづくり情報を発信し、市民の意識を醸成します。
- ⇒ ② 各種講座を開講して、まちづくりの担い手を育成します。
- ⇒ ③ 市民参加を進めるため、まちづくりに気軽に参加できる場を提供します。

◆プロジェクト②

市民団体のネットワークづくりと市民によるまちづくりイベントの開催

◇目的

自分たちのまちに愛着を持ち、市民意識を高め、市民による活動を一層推進していくために、各種市民団体による新たな体制を整えます。

◇具体的な内容

○市民団体のネットワークづくりの推進

- ・同じテーマに関心のある市民団体が集まって、意見交換をする場をつくれます。
- ・市民団体のネットワーク会議を開催して、情報交換や活動のアドバイスなどを相互に行います。
- ・市民団体が市民活動を支援する組織をつくり、市民活動への支援を進めます。

○市民団体同士の協働による活動の推進

- ・市民、市民団体同士が、企画から評価段階までを協働して、まちづくり活動の実践やイベント・交流会等の開催を行うことを推進します。

◇実施主体・体制

○市民団体のネットワークづくりの推進：市民団体・NPO、

市民会議メンバー（事務局）、

行政（初期のサポート）

○市民団体同士の協働による活動の推進：市民（個人）、地域、市民団体・NPO

◇推進の手順

- ⇒ ① まちづくりの活動拠点を確保します。
- ⇒ ② 市民団体のネットワーク組織を設立します。
- ⇒ ③ 市民団体間での情報交換や意見交換等を進めます。
- ⇒ ④ 市民団体同士の協働により、活動の実践やイベントの開催等を進めます。

◆プロジェクト③

まちづくり情報の収集・発信と人材の活用

◇目的

市民主体の活力あるまちづくりをめざして、市民活動や市民参画に係る情報を市民に一層浸透させるとともに、まちづくりに係る知識や技術を求めている人とそれを提供できる人材が結びつく仕組みをつくります。

◇具体的な内容

○まちづくり情報の収集

- ・市民特派員等により、市民活動に関する情報を収集します。
- ・市民活動に必要な場所、設備等の情報を収集します。
- ・まちづくりの先進事例や制度等の情報を収集します。

○まちづくり情報の発信

- ・収集した情報を、インターネット、広報、専門広報誌、掲示板等により発信します。
- ・まちづくりの情報を整理して、データベース化し、情報を共有できるようにします。

○まちづくりの人材の活用

- ・市民や市民団体から「こんなことができます」等の情報を集め、人材の情報バンクとして整理します。
- ・市民や市民団体から「こんな人の手が借りたい」等のリクエストを受け付け、窓口やホームページにより、人材の紹介やあっ旋を行います。
- ・あわせて、ボランティアポイント制の導入を検討します。

◇実施主体・体制

- まちづくり情報の収集：NPOなど市民団体、行政（情報収集の支援）
- まちづくり情報の発信：NPOなど市民団体、行政（情報発信の支援）
- まちづくり人材の活用：NPOなど市民団体

◇推進の手順

- ⇒ ① まちづくりに関する様々な情報を収集します。
- ⇒ ② 収集した情報を整理し、データベース化します。
- ⇒ ③ 人材の情報バンクを設立します。
- ⇒ ④ まちづくりの情報を発信します。
人材の紹介や斡旋を行います。（ボランティアポイント制の検討）

◆プロジェクト④

市民の意見をまちづくりにきちんと生かすシステムづくり

◇目的

活力があり、安心して暮らすことのできるまちをつくるため、市民の声がまちづくりにきちんと生かされるように、行政の体制や制度を整えます。

◇具体的な内容

○委員会・審議会等の運営の見直し

・各種委員会や審議会等の運営を見直し、性別、年齢、職業、役職など幅広い層からの市民参画を推進し、活発な協議・審議が行われるように努めます。

○パブリックコメントの実施

・施策の立案・決定過程において、広く市民に素案を公表し、出された市民の意見を考慮して施策を実施することを推進します。

○市民意見への対応の説明

・市民からのまちづくりの提案について、取り扱いの結果を説明することを推進します。あわせて、提案内容と行政の対応を広く市民に公開していきます。

○市民参画によるまちづくりを推進するための制度づくり

・まちづくりの基本的な考え方、市民参画による市政運営の基本方針等を明確にする制度等の制定を検討します。

◇実施主体・体制

○委員会・審議会等の運営の見直し：行政

○パブリックコメントの実施：行政

○市民意見への対応の説明：行政

○市民参画によるまちづくりを推進するための制度づくり：行政、
市民による検討を行う会議

◇推進の手順

⇒ ① 委員会等の運営の見直し、パブリックコメントの実施により、市民の意見をまちづくりに生かすことを推進します。

⇒ ② あわせて、市民の意見への対応を説明することを推進します。

⇒ ③ 市民の意見をまちづくりに生かす取り組みの実績や課題をふまえて、市民参画によるまちづくりを推進するための制度づくりを検討します。

◆プロジェクト⑤

市民団体と行政との協働事業の実施

◇目的

より魅力あるまちをつかっていくために、また、よりニーズに対応した市民サービスを提供していくために、市民団体と行政との協働による事業実施の仕組みをつくります。

◇具体的な内容

○市民と行政の協働による市民提案事業の実施

- ・市民団体と行政の協働により実施する事業を、市民団体や行政が提案し、年に1つは実施する仕組みをつくります。

○市民団体への事業委託の推進

- ・市民サービス提供や施設管理等の適切な事業について、市民団体へ委託することを推進します。

◇実施主体・体制

○市民と行政の協働による市民提案事業の実施：

市民団体、市民活動促進に係る担当組織（調整役）、事業担当課

○市民団体への事業委託の推進：

事業担当課、市民団体

◇推進の手順

- ⇒ ① 市民と行政の協働による市民提案事業の枠組みを検討し、事業化します。
- ⇒ ② 市民等から、協働事業の提案を募集します。
- ⇒ ③ 市民と行政からなる組織により、提案を検討し、実施する事業を決めます。
- ⇒ ④ 提案した市民団体と事業担当課により、事業内容を検討し、実施します。

◆プロジェクト⑥

(仮称) 市民活動センターの設置と運営

◇目的

- 市民や市民団体が集まって、まちづくりを勉強し、話し合える場をつくりま
- 市民と市民、市民と行政が情報を共有できる場をつくりま
- 市民と市民、市民と行政のネットワークの拠点となる場をつくりま
- 市民の活動の助力の拠点となる場をつくりま

◇具体的な内容

(仮称) 市民活動センターで、以下のことについて取り組みます。

○まちづくりに関する調査や研究、提言

- ・市民主体のまちづくりに関する調査や研究、市民主体のまちづくりを進めるための提言等を行います。

○まちづくり情報の受発信

- ・市民や市民団体の活動、各地域の取組等、まちづくりのさまざまな情報を収集し、市民が求めている情報を見ることができるようになります。
- ・個人や団体が、双方向にまちづくりの情報や意見を交換できる場を設けます。
- ・行政の計画や事業について、企画の段階から結果までを市民にわかりやすい表現で情報公開する場を設けます。

○市民活動の相談

- ・アドバイザーを置いて、市民活動の相談を行います。
- ・資金面など市民活動の推進に関する情報を収集し、市民団体に提供します。

○学習会等の開催

- ・まちづくりを担う人を育てるための学習会を開催します。
- ・市民団体を対象に、市民活動を推進していくための勉強会を開催します。

○会議場所の提供や機材の貸し出し

- ・話し合いや会議のための場所を提供します。
- ・コピー機や製本機等を自由に利用できる場を設けます。

◇実施主体・体制

- センターの運営・管理 : 市民による新規の運営組織
- 施設等の確保、運営費の支出 : 行政、市民

◇推進の手順

- ⇒ ① 伊東まちづくり市民会議委員等による「市民の活動センター設置委員会」を設立し、センターの事業内容や運営体制等を検討します。
- ⇒ ② センターを設置し、市民組織による運営を行います。